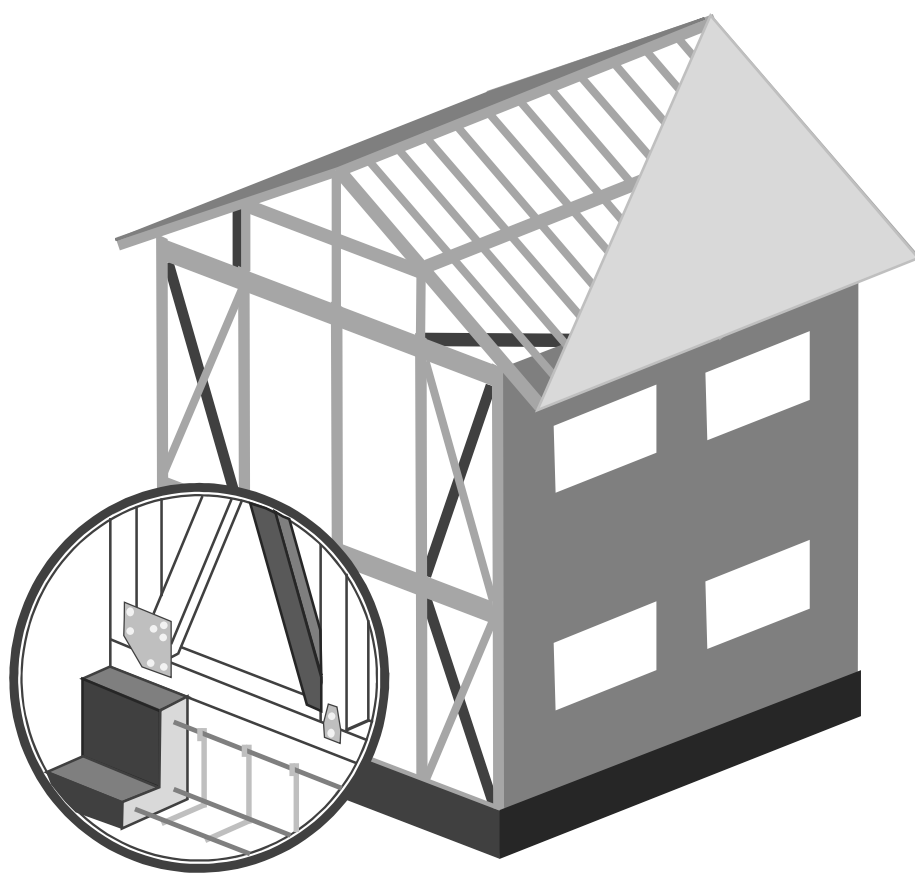


# 春日部市建築物耐震改修促進計画

[令和8年度～令和12年度]



**進めよう耐震化**



春日部市

2026年（令和8年）

---

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 春日部市の被害想定及び地域防災計画等との関連性・・・・・・・・・・4
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

- 1 春日部市の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 本計画における耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・10

## 第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

- 1 耐震化の促進に向けた取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 第4章 計画を推進するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・18

### 耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災の被害を教訓に建築物の耐震化を促進するため、平成7年12月に制定された。

その後、中央防災会議の「地震防災戦略」の決定及び建築物の地震防災推進会議の国土交通大臣への提言（平成17年6月）を踏まえ、より耐震化を促進するため、平成18年1月に改正され特定既存耐震不適格建築物となる建築物の要件・規模の拡充及び指導の強化が規定された。

また、南海トラフの巨大地震などの被害想定において、最大クラス規模の地震が発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することが確実視され、建築物の耐震化を加速するため、耐震施策の強化が喫緊の課題であることから、平成25年5月に大幅に改正され、不特定多数の者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物等について耐震診断を行うことが義務化されたほか、耐震診断の結果の公表について規定された。

---

# 第1章 はじめに

## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的

春日部市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）第6条第1項に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

### (2) 計画策定の背景

本計画の策定等に至るまでの主な経過は、表1のとおりである。

表1 本計画策定等に係る主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	新潟県中越地震	最大震度7 死者68人
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成21年3月	春日部市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間90%
平成23年3月	東北太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化

平成 26 年 3 月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成 27 年 2 月	春日部市地域防災計画改正	市の減災目標の設定
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100%耐震化済(移転解体等計画が決定したもの含む))
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 29 年 1 月	改定春日部市建築物耐震改修促進計画	令和 2 年までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間 95%
平成 30 年 3 月	第 2 次春日部市総合振興計画策定	全国で初めて、国土強靱化地域計画と一体的に策定
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人 (うちブロック塀崩落により 2 人死亡)
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 2 年 2 月	春日部市地域防災計画改正	市の減災目標の設定
令和 3 年 3 月	埼玉県耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間おおむね解消
令和 3 年 3 月	春日部市建築物耐震改修促進計画改正	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間おおむね解消
令和 3 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和 6 年 1 月	能登半島地震	最大震度 7 死者 592 人 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和 6 年 3 月	春日部市地域防災計画改定	緊急輸送道路の確保に関する措置、罹災証明等に係る支援派遣要請における措置、南海トラフ地震に係る措置計画等を設定

令和7年2月	春日部市地域防災計画改定	防災拠点の役割の明確化、医療救護所の指定、治水のための貯留施設整備や水道給水対策本部の設置・運営について設定
令和7年7月	国の基本方針の改正	令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、おおむね解消とする目標を明示
令和8年3月	埼玉県耐震改修促進計画改定	令和12年度までの耐震化率の目標 住宅95% 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間おおむね解消

## 2 春日部市の被害想定及び地域防災計画等との関連性

### (1) 春日部市の被害想定

春日部市地域防災計画において最も本市に大きな被害をもたらすのは茨城県南部地震としており、市域で最大震度6強の揺れが想定される。

建物被害は、木造建物全壊数が1,076棟、非木造建物全壊数が104棟、人的被害は、死者が54人、重傷者が58人、軽傷者が603人におよび、避難者は17,919人、帰宅困難者は19,848人を想定している。

### (2) 第2次春日部市総合振興計画、春日部市地域防災計画と本計画との関連性

本市では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、第2次春日部市総合振興計画「第4章 国土強靱化」、春日部市地域防災計画で事前対策や応急対策などを定めている。

建築物の耐震化は、目標を達成するための対策や項目のひとつとして位置付けており、市の役割として、耐震改修促進計画の策定や耐震診断及び耐震改修の促進を明記している。

また、本市では、第2次春日部市総合振興計画と方向や立場を同じくするものとしてSDGs（持続可能な開発目標）の取組を推進しており、本計画による施策は、SDGsの17ゴール達成に寄与するものである。



[本計画と関連の深いSDGsのゴール]

ゴール11 住み続けられるまちづくりを

ゴール17 パートナリープで目標を達成しよう

### (3) 春日部市建築物耐震改修促進計画の位置付け

耐震改修の促進に関しては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の第4条で「国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」とあり、また、第5条では「都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとする。」となっている。

また、第6条第1項において、「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」となっていることから、地域における建築物の耐震化の取組に一定の役割を果たすため、国や県の上位計画との整合を図りつつ「春日部市建築物耐震改修促進計画」を策定するものとする。

本計画では、市内の住宅・建築物の現状を把握し、新たな目標を設定し、現状に応じた耐震診断・耐震改修に係る施策の考え方を示す。

なお、本計画にかかわる国等の制度に変更があった場合、本計画の見直しを行うまでの間は、本計画はその変更内容に整合するものとする。

### 3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

### 4 対象建築物

本計画で対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

#### (1) 住宅

居住世帯のある住宅

#### (2) 耐震診断義務化建築物

表2に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物<sup>※1</sup>及び表7に掲げる耐震診断を義務付ける路線を閉塞するおそれのある建築物(図1)である要安全確認計画記載建築物<sup>※2</sup>

#### (3) 多数の者が利用する建築物<sup>※3</sup>

表2に掲げる用途及び規模に該当する建築物

対象建築物は、いわゆる旧耐震基準の既存建築物のうち、市有建築物及び民間建築物とする。

なお、国及び県等の所有する建築物の耐震化については、それぞれの機関が策定する耐震化に関する計画において、耐震化の目標及び取組方針が定められるため、原則として本計画の対象としないものとする。

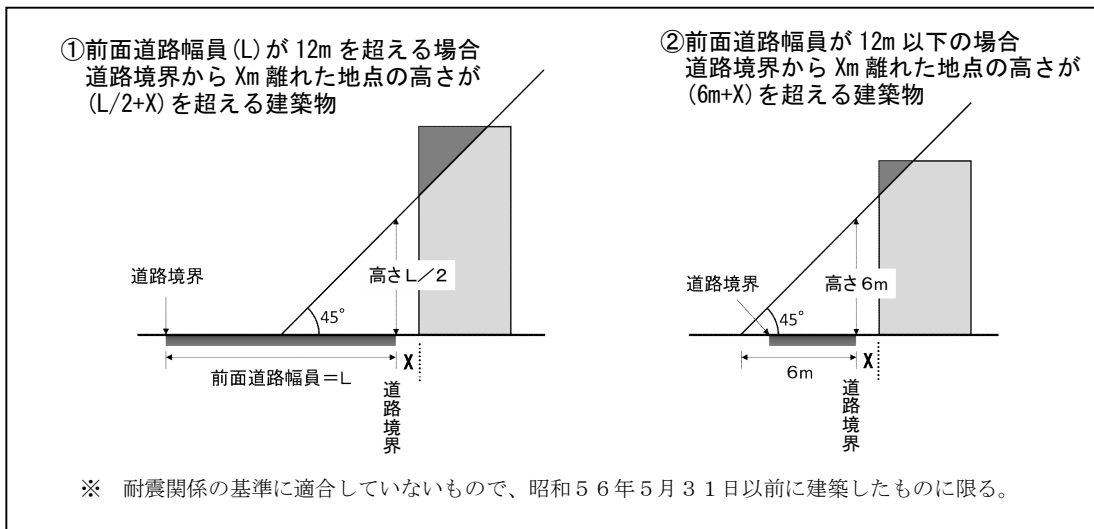


図1 閉塞するおそれのある建築物

- ※1 要緊急安全確認大規模建築物  
耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物
- ※2 要安全確認計画記載建築物  
耐震改修促進法第7条に規定される建築物
- ※3 多数の者が利用する建築物  
耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条に規定された用途・規模の建築物

表2 対象建築物用途・規模一覧  
 (多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物)

本計画における 分類	用途	規模		
		多数の者が 利用する建築物	要緊急安全確認 大規模建築物	
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園 (※)	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	
	小学校等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 3,000㎡以上	
	学校 (小学校等以外の学校)		—	
病院・診療所	病院、診療所			
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂			
店舗等	展示場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	卸売市場			
				—
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ 5,000㎡以上	
賃貸共同住宅等	賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		—	
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園 (※)	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物			
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 (不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
その他	体育館 (一般の公共の用に供されるもの)	1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるものに限る)	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
	博物館、美術館、図書館			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	事務所			
	工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
				—
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	—	1階以上かつ 5,000㎡以上	

※本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している

## 第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

### 1 春日部市の耐震化の現状

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況は次のとおりである。

#### (1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と市町村の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

近年の耐震化率<sup>※4</sup>の推移は表3のとおりである。

表3 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

集計日	昭和56年5月以前の 旧耐震基準建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物 d	耐震性を 有する 建築物 e (=c+d)	合計 f (=a+d)	耐震化率 (%) e/f
	耐震性 なし a (=b+c)	耐震性 あり b ※5	耐震性 あり c ※5				
平成20年 10月1日※6	28,730	22,613	6,117	58,950	65,067	87,680	74.21%
平成25年 10月1日※6	26,765	19,876	6,889	66,705	73,594	93,470	78.74%
平成30年 10月1日※6	22,880	15,970	6,910	72,790	79,700	95,670	83.31%
令和5年 10月1日※6	19,930	12,889	7,041	78,910	85,951	98,840	86.96%
令和7年 3月31日※7	19,045	11,964	7,081	80,746	87,827	99,791	88.01%
令和8年 3月31日※7	18,455	11,348	7,107	81,970	89,077	100,425	88.70%

※4 耐震化率

昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

※5 最新の国土交通省の算定方法により按分

※6 住宅・土地統計調査（総務省）

※7 春日部市推計

## (2) 耐震診断義務化建築物の耐震化

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物に対して、市は建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図っている。

令和7年度末の耐震診断義務化建築物の耐震化進捗状況は表4のとおりであり、要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物を合わせた令和7年度末時点の耐震性不足解消率<sup>※9</sup>は100%となることが見込まれている。

表4 耐震診断義務化建築物の耐震性不足解消率 (単位：棟)

種別	集計日	公表された建築物			耐震性不足解消率 (%)
			耐震性不足建築物	耐震性不足解消建築物 <sup>※10</sup>	
		a	b	c	d=(c/a)
要緊急安全確認大規模建築物	令和7年3月31日	28	2	26	92.9%
	令和8年3月31日	26 <sup>※8</sup>	0 <sup>※8</sup>	26 <sup>※8</sup>	100%
要安全確認計画記載建築物	令和7年3月31日	1	0	1	100%
	令和8年3月31日	1	0	1	100%

- ※8 令和7年3月31日において耐震性なしであった2棟の旧耐震基準の建築物については、令和7年度中に実質的に解体が完了している状況であったため建築物の総数から除外
- ※9 耐震性不足解消率とは、耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合
- ※10 耐震性不足解消建築物とは、耐震性を有する建築物及び耐震性が不十分な状態が解消された建築物（除却や建替えを含む）

### (3) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、市有建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきた。

令和6年度末の耐震化率の現状は、表5のとおりである。

表5 多数の者が利用する建築物の耐震化率

(単位：棟)

	昭和56年5月以前の旧耐震基準			昭和56年6月以降の新耐震基準	耐震性を有する	計	耐震化率
	a (=b+c)	耐震性なし	耐震性あり				
		b	c				
学校	69	1	68	39	107	108	99.1%
市有建築物	66	0	66	17	83	83	100.0%
民間建築物	3	1	2	22	24	25	96.0%
病院・診療所	4	2	2	12	14	16	87.5%
市有建築物	0	0	0	1	1	1	100.0%
民間建築物	4	2	2	11	13	15	86.7%
劇場・集会場等	0	0	0	4	4	4	100.0%
市有建築物	0	0	0	3	3	3	100.0%
民間建築物	0	0	0	1	1	1	100.0%
店舗	8	5	3	44	47	52	90.4%
市有建築物	-	-	-	-	-	-	-
民間建築物	8	5	3	44	47	52	90.4%
ホテル・旅館等	0	0	0	4	4	4	100.0%
市有建築物	-	-	-	-	-	-	-
民間建築物	0	0	0	4	4	4	100.0%
賃貸住宅	136	7	129	133	262	269	97.4%
市有建築物	1	0	1	5	6	6	100.0%
民間建築物	135	7	128	128	256	263	97.3%
社会福祉施設等	0	0	0	47	47	47	100.0%
市有建築物	-	-	-	-	-	-	-
民間建築物	0	0	0	47	47	47	100.0%
消防庁舎	1	0	1	1	2	2	100.0%
市有建築物	1	0	1	1	2	2	100.0%
民間建築物	-	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	0	0	0	5	5	5	100.0%
市有建築物	0	0	0	5	5	5	100.0%
民間建築物	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	2	5	42	47	49	95.9%
市有建築物	0	0	0	2	2	2	100.0%
民間建築物	7	2	5	40	45	47	95.7%
計	225	17	208	331	539	556	96.9%
市有建築物	68	0	68	34	102	102	100.0%
民間建築物	157	17	140	297	437	454	96.3%

## 2 本計画における耐震化の目標

本計画における耐震化の目標は表6のとおりとする。

住宅及び耐震診断義務化建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）については、国の基本方針及び現状の進捗状況を踏まえて目標を定めた。

耐震診断義務化建築物のうち、要安全確認計画記載建築物の目標達成時期については、災害時に救命活動や物資輸送等における影響を踏まえ、早期の耐震化完了が見込まれている。

また、多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物は、災害時に活動拠点や避難施設に活用されること、民間建築物は、多くの市民に被害が及ぶおそれがあることを考慮し、現状の進捗状況を踏まえて定めた。

表6 令和12年度における耐震化の目標

		現 状 <sup>※11</sup>	目 標	
		令和6年度末	令和7年度 (前計画)	令和12年度 (本計画)
住 宅		88.0%	95%	95%
耐震診断義務化建築物		93.1% <sup>※12</sup>	—	100%
多数の者が 利用する 建築物	市有	100%	100%	100%
	民間	96.3%	おおむね解消 <sup>※13</sup>	おおむね解消 <sup>※13</sup>

※11 現状値は、表3から表5に示す耐震化率より反映した数値を記載

※12 表4の要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物とを合算した数に対する耐震化の割合

※13 95%から100%の間で、可能な限り100%に近づけるよう努めるもの

## 第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

### 1 耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、その所有者等が、地震対策を自らの問題として意識して取組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、市は耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次項に掲げる施策に取り組む。

(関連事業 春日部市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱)

### 2 具体的な施策

#### (1) 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、住民に身近な市による取組が特に重要であることから、県と適切な役割分担のもと、連携して住宅の耐震化に努める。

#### 1) 各種支援の実施

##### ・補助制度

住宅（多数の者が利用する建築物を除く）の耐震化を促進するため、今後も耐震化に関する補助制度の周知、利用拡大を促進し、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

##### ・相談窓口及び情報提供

住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や耐震化を取り巻く仕組みの周知のほか、住民のニーズを把握し、各取組に反映させるなどにより耐震化の促進を図る。

◇耐震診断及び耐震改修の補助制度の概要、税制措置等

◇自己による簡単な診断方法

◇耐震改修工法やリフォーム機会を活用した改修手法、実行工程、費用等

◇その他の地震対策情報

##### ・リーフレット等による情報発信及び自治会等との連携

建築物の耐震化を促進するためには、地域としての意識が高まることが重要であり、地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の効果的な対応を行うためにも、平常時の自主防災活動が重要である。

そこで、市は各種イベント等の場において、耐震化の重要性及び必要性についての普及啓発活動を実施するとともに、自治会、関係団体等からの要請に応じ、無料の簡易診断や耐震相談会を開催するとともに、リーフレット等による効果的な情報発信手段を活用し、市民の防災意識向上を図る。

自主防災組織の必要性や役割について啓発を行い、結成促進や育成に努めるとともに、自主防災組織に様々な働きかけを行うこと等により、自治会及び自主防災組織と連携し、建築物の耐震化の促進を図る。

## (2) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路<sup>※14</sup>の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物<sup>※15</sup>の耐震化に取り組む。

### 1) 各種支援の実施

#### ・補助制度

緊急輸送道沿道の耐震化を促進するため、今後も耐震化に関する補助制度の周知、利用拡大を促進し、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

### 2) 特に重要となる路線の指定等

県及び市は、平成25年に緊急輸送道路のうち特に重要となる路線<sup>※16</sup>を「重点23路線」として選定し<sup>※17</sup>、重点的な耐震化に取り組んでいる。

また、今後必要性が生じた場合には、耐震診断の義務化などの新たな施策の検討を進める。

#### ※14 緊急輸送道路

県の指定状況：埼玉県県土整備部道路環境課HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyukai/k-road.html>

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づく道路

#### ※15 倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物

耐震改修促進法第14条第3号に規定される建築物（通行障害建築物）

#### ※16 特に重要となる路線（重点23路線）

高速道路：外環、東北、関越、常磐、首都高及び圏央道の6路線

国道：4号、4号バイパス、16号及び17号並びに17号バイパス、122号、125号、140号、254号、407号及び463号の各一部の11路線

県道：3号線並びに1号線、5号線、47号線(+173号線)、58号線(+34号線)及び84号線の各一部の6路線

#### ※17 選定基準

高速道路、国道及び県道のうち主に4車線以上の路線

### 3) 耐震診断を義務付ける路線の指定等

平成30年7月に、九都県市<sup>※18</sup>が広域的な観点から連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進させていくため、「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」が設置された。同月、本協議会は、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下「連携路線」という。）を選定した。（図2）

これを踏まえ、連携路線を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を一層促進するため、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき耐震診断の義務付けに必要な事項を定めるものとする。

#### ・耐震診断を義務付ける路線の指定

連携路線のうち、さいたま市を除く県内区間を、耐震診断を義務付ける路線（以下「義務付け路線」という。）として指定した。（表7）

#### ・耐震診断結果の報告期限の設定及び公表

義務付け路線を閉塞するおそれのある建築物（要安全確認計画記載建築物）の所有者が、所管行政庁に対し耐震診断結果を報告する期限を令和4年3月末までとして報告を義務付け、耐震改修促進法第9条の規定に基づき、所管行政庁では耐震診断結果を公表している。（本市における対象建築物の報告は全て完了）



図2 九都県市による連携路線（県内）

※ 18 九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、の4都県及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の5政令市

表7 義務付け路線（区間）（令和元年7月指定）

路線名（高速道路）		区間
東北自動車道		川口JCT～羽生市下村君（さいたま市の区間を除く）
関越自動車道		新座市片山～上里町五明
常磐自動車道		三郷JCT・IC～吉川市三輪野江
東京外環自動車道		和光市南～三郷市高洲4丁目（さいたま市の区間を除く）
首都高速道路	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚～三郷JCT・IC
	首都高速川口線	川口市東領家～川口JCT
	首都高速5号池袋線	和光市下新倉～美女木JCT
	首都高速埼玉大宮線	美女木JCT～与野IC（さいたま市の区間を除く）
首都圏中央連絡自動車道（圏央道）		入間市木蓮寺～幸手市木立
路線名（一般国道）		区間
国道4号		草加市谷塚町～越谷市下間久里
国道4号バイパス		越谷市下間久里～幸手市上宇和田
国道16号		入間市二本木～春日部市西金野井（さいたま市の区間を除く）
国道17号		さいたま市北区吉野町～鴻巣市箕田（さいたま市の区間を除く） 深谷市西田～上里町
国道17号バイパス	熊谷バイパス	鴻巣市箕田～熊谷市代
	深谷バイパス	熊谷市代～深谷市西田

※さいたま市は令和5年7月に別途、義務付け路線を指定（連携路線以外）。

### (3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する建築物は日常生活において多くの市民が利活用し、地震発災時には大きな被害が発生することが予想される。

多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかける。

#### ・補助制度

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化を促進するため、必要に応じて耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図るよう努める。

#### ・耐震サポーター登録制度（県による制度）

県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表をしており、建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、市は必要に応じた情報提供に努める。

#### ・金融機関による融資

県内3金融機関設けている、耐震診断や耐震改修の実施にあたり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度の周知を図る。

#### ・相談窓口の設置及び情報提供

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化に関しての相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化を促進する。

#### ・計画認定

耐震改修促進法第17条の規定に基づき、建築物の耐震改修を実施しようとする者から、容積率、建蔽率の特例措置の計画認定の申請があった場合、その内容が同条に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定を行う。

#### ・耐震認定マーク表示制度

耐震改修促進法第22条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請があった場合、その内容を精査し、認定を行う。また、ホームページ等を通じて耐震認定マーク表示制度についての周知を行う。

### (4) 防災上特に重要な建築物

災害時の避難や初期消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることから、自主防災組織の構成単位である自治会等と連携して建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要である。

自治会等が所有する地区集会施設等については、災害時の一時避難など防災上特に重要な機能を担う建築物として、今後も耐震化に関する補助制度の周知、利用拡大を促進し、自治会等の費用負担の軽減を図るよう努める。

## (5) 戸建て空き家等

戸建て空き家は、地震時に倒壊の可能性があることから、戸建て空き家の耐震化を促進するため、今後も耐震化に関する補助制度の周知、利用拡大を促進し、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

合わせて既存住宅の利用を促進し、まちの活性化を図る。

## (6) その他の安全対策

### ・エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含め全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

市は、エレベーター及びエスカレーターの脱落対策等の地震対策について、定期報告制度を活用し、改修等の指導を行うとともに、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどの周知を行い、地震対策に努める。

### ・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

### ・ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

ブロック塀の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、これらのブロック塀等の安全性向上のため補助制度の創設や啓発に努める。

### ・新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震及び令和6年1月に発生した能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物<sup>※19</sup>への地震対策の促進に努める。

※19 既存耐震不適格建築物  
耐震改修促進法第5条第3項第1号規定される、地震に対する安全性に係る建築基  
法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条  
第2項の規定の適用を受けているもの

### ・住宅の所有者に対する直接的な普及啓発

本計画における住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため春日部市耐震化緊急促進アクションプログラムの策定や耐震化促進事業の具体的取組と支援目標を設定するなど、地震対策の促進に努める。

## ・家具の転倒防止対策

建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死等を防止するため、家具等の固定を促し、市民の防災意識の普及啓発に努める。

## ・埼玉県住宅供給公社による補助制度の活用<sup>※20</sup>

埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的に、「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進事業」による耐震診断に対する費用の一部を助成している。市は公社の補助制度を活用することにより、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

※20 住宅供給公社による耐震化の推進  
耐震改修促進法第5条第3項第5号に基づく施策

## ・地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和6年度の地震保険の世帯加入率<sup>※21</sup>は、全国平均で約35.4%、埼玉県の世帯加入率が約33.7%となっている。

県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

※21 損害保険料率算出機構統計集（損害保険料率算出機構）

## ・避難路沿道建築物の耐震化状況マップ<sup>※22</sup>の活用

国が作成し、公表している義務付け路線の建築物の耐震化状況等を示したマップ（耐震化状況マップ）を活用し、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に取り組む。

※22 避難路沿道建築物の耐震化状況マップ  
（参考）国土地理院「重ねるハザードマップ」  
<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html>

## ・ハザードマップ等の活用

地震による建物被害や液状化等の被害想定並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法や避難場所等を地図上に表した「春日部市災害ハザードマップ」の周知を行い、防災への啓発を行う。

## ・春日部市災害対応基本マニュアル

春日部市自治会連合会と協働で作成した、自助・共助の大切さを理解し、今後の災害対策活動の一助として活用するための「春日部市災害対応基本マニュアル」について周知し、防災への啓発を行う。

---

## ・高層マンションの震災対策

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となる。

県作成の、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」<sup>※23</sup> について情報提供を行い、マンションの防災対策を促進する。

※23 マンション災害時活動マニュアル作成の手引き  
埼玉県危機管理部危機管理課HPより  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/mansyonmanyuaru.html>

## 第4章 計画を推進するための体制

県や市及び建築関係団体は、次の協議会等を通じて情報の共有や各種イベントの開催等を行い、耐震化を計画的に推進する。

### 1 推進体制

#### (1) 彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

平成10年1月に創設し、会員75団体で構成している。

(埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体<sup>※24</sup> 令和7年4月時点)

※24 建築関係団体(11団体)

- |                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| ・一般社団法人埼玉建築士会      | ・公益財団法人埼玉県住宅センター          |
| ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 | ・埼玉土建一般労働組合               |
| ・一般財団法人埼玉県建築安全協会   | ・建設埼玉                     |
| ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会  | ・埼玉県住まいづくり協議会             |
| ・一般社団法人埼玉県建設業協会    | ・一般財団法人さいたま住宅検査センター       |
| ・一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 関東甲信越支部 埼玉サテライト (JSCA 埼玉) |

#### (2) 埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会

首都圏や東海地方に今後想定される大規模地震時の緊急物資の輸送や緊急車両の通行のために必要な広域的な緊急輸送道路の機能を確保するため、所管行政庁である県及び12市で緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進について意見交換等を実施している。

本協議会は平成23年6月に所管行政庁である県及び11市で発足し、平成26年度から久喜市が加入した。

#### (3) 被災建築物応急危険度判定士体制の整備

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスの落下、附属施設の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的被害を防止することを目的としている。

市では、市内在勤又は在住の民間被災建築物応急危険度判定士からなるネットワークの構築や必要となる資機材を備蓄し、災害発生時の適格な応急危険度判定活動ができるよう体制を整えている。

また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練、伝達訓練などに参加し、意識の向上に努めている。

■市指定緊急輸送道路（春日部市地域防災計画より）

（令和7年7月現在）

	路線名	区間	関係橋梁
県道	(主)さいたま春日部線	大落古利根川 ～ 国道16号	古利根公園橋
	(主)春日部松伏線	国道4号 ～ 松伏町境	八幡橋
	(主)野田岩槻線	さいたま市境 ～ 国道4号BP	会之堀橋、 土堤橋
	(主)春日部久喜線	国道16号 ～ 主要地方道さいたま春日部線	梅田橋
	(県)西金野井春日部線	主要地方道春日部松伏線 ～ 江戸川 (国道4号BP～庄和総合支所は県第二次緊急輸送道路)	新川橋
	(県)春日部停車場線	粕壁1丁目 ～ 大落古利根川	
	(県)西宝珠花春日部線	松伏春日部関宿線 ～ 次木杉戸線	
	(主)松伏春日部関宿線	松伏町境 ～ 西宝珠花春日部線	
	(県)次木杉戸線	西宝珠花春日部線 ～ 西宝珠花交差点	
市道	① 市道 1-23号線	中央3丁目 ～ 増田新田～大場303（越谷市境）	
	② 市道 2-34号線	南1丁目 ～ 備後西5丁目（武里小学校）	
	③ 市道 1-24、1-28号線 （ユリノキ通り）	豊町5丁目（国道16号）～（主）春日部松伏線	立沼橋、 ゆりのき橋
	④ 市道 1-18号線	谷原新田1818 ～ 豊春駅 ～ 道口蛭田109（さいたま市境）	豊春橋、 A18号橋7
	⑤ 市道 1-20、1-21号線 （ハクレン通り、かえで通り）	中央8丁目 ～ 栄町 ～ 梅田本町2丁目（北春日部駅）	A21号線
	⑥ 市道 1-22、6-217号線 （市役所通り）	梅田2丁目（国道16号）～ 大場1049 （春日部郵便局～春日部市役所は県第二次緊急輸送道路）	大須賀橋、 浜川戸橋
	⑦ 市道 2-30号線	南中曽根433 ～ 上蛭田142	B30号橋
	⑧ 市道 5-56号線	粕壁3丁目 ～ 粕壁6030	
	⑨ 市道 2-31号線	大沼5丁目 ～ 大沼7丁目	
	⑩ 市道 6-180号線	武里中野399 ～ 大場1521	
	⑪ 市道 6-494号線 （けやき通り）	大場1011 ～ 大枝232（越谷市境）	F494号橋
	⑫ 市道 2-36号線	六軒町210 ～ 赤沼2365	
	⑬ 市道 6-141号線	一ノ割1丁目 ～ 備後西2丁目	
	⑭ 市道 7-467号線	牛島693 ～ 牛島686	
	⑮ 市道 2-41号線	梅田3丁目（国道16号）～ 内牧2488	
	⑯ 市道 9-3029、1-115号線 （庄和中央通り）	金崎634 ～ 金崎833、上吉妻296 ～ 金崎548	橋本橋
	⑰ 市道 1-111号線	金崎654 ～ 大衾325	平松谷橋
	⑱ 市道 1-110号線	西金野井100 ～ 大衾325	
	⑲ 市道 1-29号線	（主）春日部松伏線 ～（主）松伏春日部関宿線	はなみずき橋 1-29-2号橋

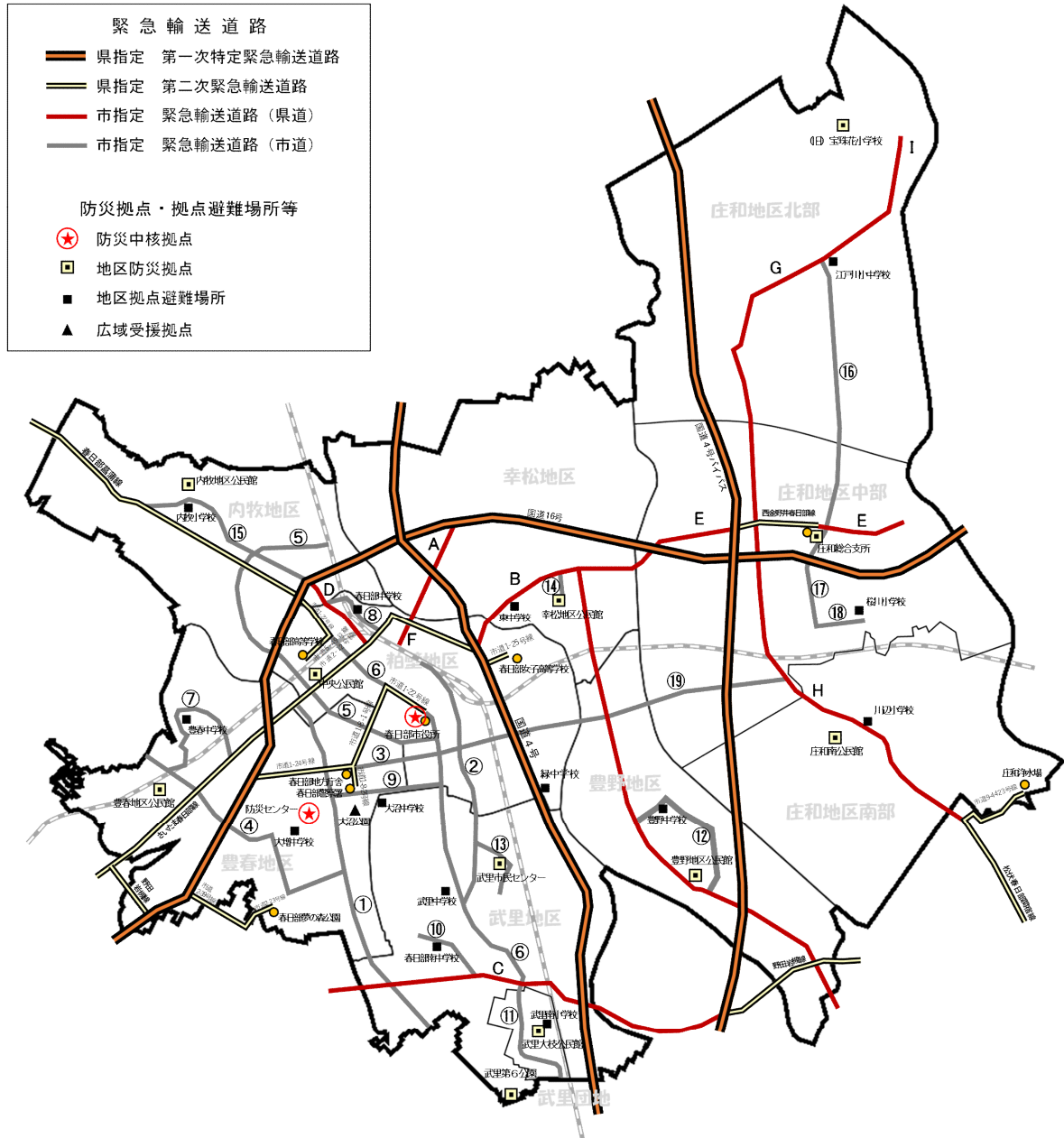
注1) (主)は主要地方道、(県)は一般県道の略

注2) 市指定緊急輸送道路の選定基準

県指定の緊急輸送道路を中核として、防災中枢拠点、消防署・分署、各防災ブロックにおける地区防災拠点、及び地区拠点避難場所を連絡する路線

■緊急輸送道路網図（春日部市地域防災計画より）

（令和7年7月現在）



種別	路線名	種別	表示	路線名	種別	表示	路線名
第一次 特定緊急 輸送道路	国道4号	第二次 緊急輸送 道路		市道 9-4423 号線	市指定 緊急輸送 道路 (市道)	⑤	市道 1-20,1-21 号線(ハクレン通り、かえて通り)
	国道4号バイパス			市道 2-23 号線		⑥	市道 1-22,6-217 号線(市役所通り)
	国道16号		A	(主)さいたま春日部線		⑦	市道 2-30 号線
第二次 緊急輸送 道路	(主)さいたま春日部線	B	(主)春日部松伏線	⑧		市道 5-56 号線	
	(主)春日部菖蒲線	C	(主)野田岩槻線	⑨		市道 2-31 号線	
	(主)野田岩槻線	D	(主)春日部久喜線	⑩		市道 6-180 号線	
	(県)西金野井春日部線	E	(県)西金野井春日部線	⑪		市道 6-494 号線(けやき通り)	
	市道 1-22 号線	F	(県)春日部停車場線	⑫		市道 2-36 号線	
	市道 1-24 号線(ユリノキ通り)	G	(県)西宝珠花春日部線	⑬		市道 6-141 号線	
	市道 1-8-1 号線(ふじ通り)	H	(主)松伏春日部関宿線	⑭		市道 7-467 号線	
	市道 2-39 号線	I	(県)次木杉戸線	⑮		市道 2-41 号線	
	市道 5-49 号線	①	市道 1-23 号線	⑯		市道 9-3029,1-115 号線(庄和中央通り)	
	市道 2-12 号線	②	市道 2-34 号線	⑰		市道 1-111 号線	
	市道 1-8-2 号線	③	市道 1-24,1-28 号線(ユリノキ通り)	⑱		市道 1-110 号線	
	市道 1-25 号線	④	市道 1-18 号線			市道 1-29 号線	

市制 15 周年を記念して、  
「住んで良かった」と想えるまちを実現されるため、  
市民憲章を制定しました。  
春日部市市民憲章とは、  
春日部市のより良い理想の姿を掲げ、  
それを市民全員で実現するための道しるべとなるものです。

### 春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ  
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ  
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して  
ここに 市民憲章を定めます

- 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして  
このまちで  
ともに生きましょう

春日部市建築物耐震改修促進計画  
令和8年3月改正



KASUKABE